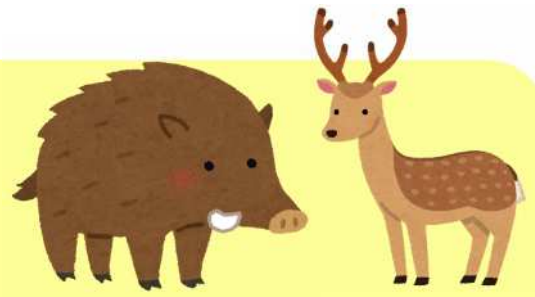


# わな猟免許等 取得補助



をご活用ください！

○ 宇都宮市では、わな猟免許等を取得された方に、下記のとおり補助をいたします。ぜひご利用ください。

## 対象者(①～④のすべての項目にあてはまる方)

- ① 市内に住所または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する方
- ② 市税を滞納していない方
- ③ わな猟免許証が交付され、栃木県に狩猟者登録をした方
- ④ わな猟免許を取得した年度内に申請した方

## 補助内容

わな猟免許試験手数料 + 事前講習会受講料 + 狩猟者登録申請料

の 1/2 を補助（上限：10,000円） ※100円未満の端数は切捨

## 必要書類

- ① わな猟免許等取得事業補助金交付申請書（農林生産流通課で配布）
- ② 狩猟者登録証のコピー
- ③ わな猟 狩猟免状のコピー
- ④ 補助対象経費に係る領収書（試験手数料、事前講習会受講料など）
- ⑤ 振込口座届（農林生産流通課で配布）

※ 申請前にご相談ください。また、申請は3月上旬までをお願いします。

## お問合せ先・申請先

宇都宮市 経済部 農林生産流通課(市役所7階)

森林整備・鳥獣対策グループ TEL:028-632-2477

★ わな猟免許等補助以外にも、有害鳥獣対策として、下記の補助を行っていますので、ぜひご活用ください。

### わな購入への補助

わな購入費に係る経費の1/2で上限50,000円を補助いたします。

**対 象**(①～③のすべての項目にあてはまる方)

- ① 市内に住所(本店、営業所)または耕作地(家庭菜園は含まない)を有する個人(団体)
- ② 有害鳥獣捕獲許可を受けている(方がいる)こと
- ③ 市税を滞納していない方

**交付要件**：過去2年間に同一の補助を受けていないこと

### イノシシなどの防護柵設置への補助

耕作地の防護柵設置に係る経費の1/2以内で上限45,000円、営農団体の場合は、経費の1/2以内、もしくは45,000円に設置者数を掛けた額のいずれか低い額を補助いたします。

**対 象**(①、②のいずれの項目にもあてはまる方)

- ① 市内に耕作地(家庭菜園は含まない)を有する個人(農業者のみ)または営農団体(団体は構成員3名以上)
- ② 市税を滞納していない方

**交付要件**：農業被害を予防するために設置する電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵などの防護柵を、市内耕作地(家庭菜園は含まない)の周囲に100m以上設置すること

### ハクビシン等捕獲用箱わなの貸出及び捕獲個体の処分について

**対 象**：市内に住所(本店、営業所)または耕作地や管理施設等を有する個人(団体)  
※ 有害鳥獣捕獲許可を受けている(方がいる)こと

#### ① ハクビシン等捕獲用箱わなの貸出

貸出期間：農家は1年間、非農家は3か月間  
費用：無料  
貸出数：1人(1団体)で1基まで



#### ② 捕獲したハクビシン等の個体処分支援

**捕獲後、必ず市(農林生産流通課：028-632-2477)へご報告ください。**

(ご報告後、業務委託事業者が回収に伺います。)

※ 市への捕獲報告は、月曜日～金曜日の8時30分～17時15分にお願いいたします。(閉庁時間・閉庁日(土日祝日))は対応しかねます。

①、②については、どちらか一方のサービスのみを利用することも可能です。

### お問合せ先・申請先

宇都宮市 経済部 農林生産流通課(市役所7階)

森林整備・鳥獣対策グループ TEL:028-632-2477